

新潟県営住宅条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第39号

新潟県営住宅条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
(新潟県営住宅条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟県営住宅条例施行規則（昭和40年新潟県規則第38号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第5章 （略） 第6章 雑則（第40条－ <u>第43条</u> ） 附則 (位置の選定) 第1条の3 県営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。 第41条 （略） <u>(指定管理者の指定の申請)</u> 第42条 条例第65条第1項の規定による申請は、別記第48号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。 (1) <u>県営住宅等の管理の業務に関する事業計画書</u> (2) <u>当該法人その他の団体（以下「法人等」という。）に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類</u> (3) <u>当該法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</u> (管理の特例) 第43条 条例第67条第1項の規定により新潟県住宅供給公社に <u>県営住宅等</u> の管理を行わせる場合（以下「新潟県住宅供給公社による管理の場合」という。）における第1条の15第2項第9号、第3条第1項から第3項まで、第7条第5項、第9条第1項、第4項及び第5項、第10条、第10条の2、第11条第2項、第12条、第13条、第14条第1項から第4項まで、第16条ただし書、第19条、第21条、	目次 第1章～第5章 （略） 第6章 雑則（第40条－ <u>第42条</u> ） 附則 (位置の選定) 第1条の3 県営住宅及び共同施設の敷地(以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。 第41条 （略） (管理の特例) 第42条 条例第63条第1項の規定により新潟県住宅供給公社に <u>県営住宅及び共同施設</u> の管理を行わせる場合（以下「新潟県住宅供給公社による管理の場合」という。）における第1条の15第2項第9号、第3条第1項から第3項まで、第7条第5項、第9条第1項、第4項及び第5項、第10条、第10条の2、第11条第2項、第12条、第13条、第14条第1項から第4項まで、第16条ただし書、第19条、

第22条、第29条、第32条第2項、第34条、第37条並びに第39条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。 2・3 (略)	第21条、第22条、第29条、第32条第2項、第34条、第37条並びに第39条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。 2・3 (略)
--	---

第2条 新潟県営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記第47号様式の次に次の1様式を加える。

第48号様式（第42条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

新潟県知事 様

主たる事務所の所在地
申請者 団体の名称
代表者の氏名

県営住宅等の指定管理者の指定を受けたいので、新潟県営住宅条例第65条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 4 その他知事が必要と認める書類

（新潟県県営住宅監理員及び県営住宅管理人に関する規則の一部改正）

第3条 新潟県県営住宅監理員及び県営住宅管理人に関する規則（昭和44年新潟県規則第55号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（管理の特例） 第10条 条例第67条第1項の規定により新潟県住宅供給公社に県営住宅及び共同施設の管理を行わせる場合における第3条第2項及び第3項、第5条第1号並びに第6条第1号の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とするほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。 （略）	（管理の特例） 第10条 条例第63条第1項の規定により新潟県住宅供給公社に県営住宅及び共同施設の管理を行わせる場合における第3条第2項及び第3項、第5条第1号並びに第6条第1号の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とするほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。